

2013年12月10日

債権譲渡の対抗要件に関する見直しの方向について
(第74回会議においてした発言の趣旨の補足説明)

部会幹事
山野目 章夫

〈目次〉

- 1 基本的な課題の確認
- 2 関連して留意すべき諸要請
 - (1) 外部化の要請／従来は公示性とよばれてきた問題
 - (2) 債務者に関与による安定化という要請／従来は承諾の観念で理解されてきた問題
- 3 対抗要件の改善案の一つのイメージ
- 4 イメージの具体化
 - ☆ 細目に関する規律の他の法令への委任
 - ☆ 日時を証明する対象の問題
 - ☆ 債権譲渡登記の制度
 - ☆ 権利行使要件の規律との関係
 - ☆ 公証人への申述のイメージ
 - ☆ 郵便認証司への申述のイメージ
 - ☆ 確定日時の証明措置の制度の発展可能性
 - ☆ 外部化をめぐる実際的帰結
 - ☆ 適用事例による解説
 - ☆ 外部化に時間的制約を設けることの適否

〈基本的な課題の確認〉

債権譲渡の優劣を判断することの実際上の困難という問題への対処

- ☞ 第74回会議に提出された部会参考資料11の実態調査やパブリック・コメントの手続において寄せられた意見など。
- ☞ 「日時、時間まで特定できるような確定日付を構築すること」(岡委員、第74回)。

- 1 **基本的な課題の確認** 第74回会議に提出された部会参考資料11が紹介する実態調

査においては、債権譲渡の優劣を判断することの実際上の困難という問題点が指摘されていた。たとえば、「郵便物は、基本的に午前と午後の2回、社内の集配センターに届けられ、集配センターで送付先の仕分け作業がされた後、未開封のまま各事業部に届けられる。したがって、債権譲渡通知であることが判明する時点は、通知の到達時点とギャップが生ずる。大量の郵便物が届くので、社に到達した日付のみを管理している。到達した時間まで管理することは不可能である」というような悩みが聞かれる。

パブリック・コメントの手續において寄せられた意見においても、「現在の確定日付ある通知の制度は、債務者が到達日時の管理をしなければならず、債務者の負担は大きい。また、通知が同時到達の場合などは、債務者が第三者対抗要件としての記載が十分にされているか、などの法的な判断をしなければならない」、「中小企業の立場からは、現在、債務者の異議なき承諾がある場合は債権の担保としての信頼性が高くなるというメリットが指摘されている。例えば、権利行使要件としての承諾を認める、あるいは事前の承諾がある場合には簡易な登記方法を認めるなど、承諾に積極的な意義をもたせるなどの方策も検討すべきである」という指摘がされている（日本商工会議所、同様の観点からの意見を含むものとして、経済同友会や全国中小企業団体中央会）。

こうした実態から看取される課題に 대응する法制を用意することは、今般の債権譲渡の対抗要件の制度改革において要請されている一つの眼目として、見落とすことができない。この困難が実際裡において生ずる要因は、何よりも、ほとんどの場合において、競合する債権譲渡に係る通知の到達の前後を一般の証拠方法により見定めるという与件のもとで、実際上債務者の負担において、その前後を見究めなければならないところに求められる。

そこで、この実務上の隘路を脱するためには、債権譲渡の何らかの契機を捉え、その契機の日時を公的に証明する仕組みを設けて、債務者は、その日時を比較することにより安んじて優先する債権譲渡を特定することができる環境を調えることが要請される（「通知が到達した日の日時を公証するような制度を出すという意見も前に出ていましたし、承諾についても、承諾の後、公証人役場に行つてというやり方ではなく、日時、時間まで特定できるような確定日付を構築することは十分可能です」、岡委員、第74回会議、2013年7月16日、これからあとも部会における発言の引用は同回のもの）。

〈関連して留意すべき二つの要請〉

(1) 外部化の要請／従来は公示性とよばれてきた問題

債務者などに開示される契機を通じ対抗要件具備に安定性を賦与することが望まれる。

☞ 「当事者以外のものに外在化する」こと（沖野幹事）。

(2) 債務者の関与による安定化という要請／従来は承諾の観念で理解されてきた問題

意思的な関与でないことを明瞭にして、関与の事後的契機に制度上の位置づけを与える。

☞ 従来の論議は、理論的観点から、意思的な関与としての性格が払拭されない承諾の問題性が指摘されてきたのに対し、実際の観点からは、債務者の関与のもとで債権譲渡がされるという経過を辿ることが取引に安定感をもたらす要素があることが指摘されてきた。

2 関連して留意すべき諸要請 くわえて、ここまでの部会審議に鑑みるならば、債権譲渡の対抗要件に関しては、つぎの二つの要請も無視することができないことが指摘された。

(1) 外部化の要請／従来は公示性とよばれてきた問題 第一に、債権譲渡がされたことが、当事者らの間における証明の措置にとどまらず、債務者やその他の部外の者らに対する関係においても開示される契機が用意されることにより、対抗要件の具備が更に安定したものとして取引社会に受容されるものであるから、そのようないわば外部化の仕組みを伴わせることが望まれる。

この要請は、用語表現としては、対抗要件の公示性の強弱というような言葉で述べられることもあるけれども、一般に、公示とは、公衆が知る可能性を保障することを意味するものである。現在の対抗要件の制度についても、通知および承諾に関する限り、それがあったことを公衆が知ることができるものにはなっておらず、そして、そのことが特に実務上の弊害をもたらしているという意見も聞かない。いわれているものは、公示の要請というよりも、むしろ対抗要件の具備が、単に債権譲渡の当事者の内部にとどまるものでなく、当事者でない者に認識可能であるとするることにより、事態が明瞭になり、また、不正が介在する余地を減ずることを可能とするという意味において、外部化の要請として理解することがふさわしい（「現行法が公示として非常に高いのかということですが、債務者に対して照会することも非常に稀であるという実態があったり、あるいは、債務者自身から適切な情報提供も得られないということだとすると、そこで比較したときの公示性の高さというのは、情報を得られるというよりは、当事者以外のものに外在化すると言いますか、その点が公示性が高いと言われているということだと思えます」、沖野幹事）。

(2) 債務者の関与による安定化という要請／従来は承諾の観念でと理解されてきた問題 第二に、どのように対抗要件の具備に債務者を関与させることがよいか、という問題がある。現行法は、この問題を債務者の承諾という仕方で扱うけれども、承諾とは何に対する承諾であって、どのような効果を生じさせるものであるかは、どうしても不明瞭な側面を伴う。債権は、譲渡をしようとする者と譲り受けようとする者との間の法律行為により譲渡がされるということを肯定するからには、これに加えて債務者が意思的な関与を

するという事は、どうしても説明が困難である側面を否定することができない。現行法の承諾についても、それは、債権譲渡があったという事実の認識の表明であると考えられるところであるが、そのことは、なおいっそう明瞭にされるべきであろう。

半面において、しかしまた、このように理論的には考えられるとしても、実際の観点からは、債務者の関与のもとで債権譲渡がされるという経過を辿ることが取引に安定感をもたらす要素があることが指摘されてきた（「少なくとも通知ないし承諾という制度を残すことによって……一応確認するすべはあるわけで、チャンスはあるわけで、ひょっとしたら回答する債務者もいるかもしれない。それはそれなりに譲渡人にとっての二重譲渡、三重譲渡の抑止機能も事実上は期待できるのではないか」、中井委員）。この観点もまた、無視することができない。そこで、債務者の関与が、その債権譲渡への意思的な関与でないことを明瞭にしつつ、その関与の事實的契機は否定されないものとする規律を考案するということも、課題となる。

3 対抗要件の改善案の一つのイメージ これらの諸要請を踏まえて、新しい債権譲渡の対抗要件の制度を改良する方策を探るとすると、

確定日時を証明する措置の導入

債権の譲渡は、その事実を申述した日時を証明する措置を講じなければ第三者に対抗することができないものとする事は、どうか。この日時を証明する措置は、登記をする場合には、それにより日時の証明がされたものとし、また、登記によらない場合は、日時を証明する書面を債務者に送付し、又は債務者がその書面の内容を確認することとするものが考えられる。

というものが想定される場所である。これにより、債権譲渡の時間的な契機で確認可能なものが公正な手順で見定められ、それらの前後を見ることにより競合する債権譲渡の優劣を定めることができる。また、そのような時間的契機の確認の手順が講じられたことは、債務者への伝達により外部的に明らかになり、さらに、すすんで債務者がそれを確認する機会が設けて債務者の関与という契機に意義を与えることも可能となる。

このような考え方は、中間試案との関係で言うと、まず、金銭債権の譲渡の対抗要件を登記に一元化するものではない点で甲案と異なる。債権譲渡をした旨の申述をした日時を債務者が確認することにより申述の事実を外部的にするという契機を含むから、債務者による承諾という関与を完全に排除しようとする乙案とも異なる。また、確定日付のある証書をもってする通知の到達の前後をもって競合する債権譲渡の優劣を決するのが現行法の運

用であるのに対し、到達の前後により決するものとはしないから、注記にいう現行法維持の考え方とも異なる。

〈確定日時を証明する措置の一つのイメージ〉

(1) 債権譲渡登記 登記をした日時が対抗要件具備の基準時

☞ 現行の制度を前提に運用がされる。なお、債権者が法人でない債権の譲渡にも、債権譲渡登記の制度を利用することができるものとするのが望まれる。

(2) 公証人や郵便認証司による日時の証明 証明された日時が対抗要件具備の基準時。ただし、証明の措置を債務者との関係で外部化する場合に限る。

- ☞ 外部化を証明書面で債務者へ送付→通知を用いる現行運用の後継となるイメージ
- ☞ 債務者との会同により外部化→承諾を用いる現行運用の後継となるイメージ

4 イメージの具体化 このように、ここで考えようとしているものは、厳密には、従来の提案のいずれにも収斂しないものである。そして、これについて、その細部の更なる検討を進めるうえでは、債権譲渡契約をした事実を申述した日時を証明する措置の具体像が可及的に明らかになっていることが望まれる。その一つの例を示すならば、たとえば次のようなものが考えられる（注釈の番号は、後記の注釈との対応を示すものである）。

1 債権の譲渡は、法令の定めるところに従い[1]、債権を譲渡した事実[2]を申述した日時を証明する措置を講じなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

2 1の日時を証明する措置は、次のもののうちいずれかによるものとする[1]。

(1) 債権譲渡登記をすること。この場合において、債権を譲渡した事実を申述した日時は、登記の年月日及び時刻とする[3] [4]。

(2) 債権を譲渡した者又はその委託を受けた者が、法令で定める者[5][6][7]に対し、債権を譲渡した事実[2]を申述してその日時の証明を受け、その日時を証する書面を債務者に交付すること[4][8][9][10]。

[1] 細目に関する規律の他の法令への委任　ここで提案されるところの債権を譲渡した事実を申述した日時を証明する措置（[5]・[6]・[7]において「確定日時の証明措置」とよぶ）は、かなり技術的な内容のものになることが見込まれ、また、制度の改良発展を重ねてゆくこととなることが想定されるのみならず、それが望まれるところでもあるから、その細部は、民法に規定するのではなく、他の法令に委ねることが相当である。現在の法制を前提とする想定としては、民法施行法に規定することが考えられるが、さらに今後、民法の委任事項を体系的に規定する政令を制定することの適否を検討するなかで、ここで論じている問題も視野に置かれてよい。

[2] 日時を証明する対象の問題　登記一元化の困難を見越した従来の提案には、債権譲渡に係る契約書に確定日付（または確定日時）を附するというものがみられた。しかし、債権譲渡の原因をなす法律行為は、要式行為でないことが普通であり、理論上は書面を作成しないでされることもありうる。そのような場合においても、債権を譲渡した事実を申述するならば、その日時の証明は与えられるという趣旨である。

くわえて、上記提案の2(2)の場合は、申述の日時が証明されても、その証明された内容を外部化して初めてその証明が法律的な意味をもつ。当事者間で作成されることがあるかもしれない債権譲渡の契約書面は、多くの場合に私署証書であって、その書面に日付が附されないこともあるが、そのことは債権譲渡の対抗要件具備において何か障害になるものではない。また、たとえ日付が附されていたとしても、その証書の日付それ自体は、特別の意義を有しない。

[3] 債権譲渡登記の制度　債権譲渡登記は、現在の実務においても、登記の年月日（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律7条2項8号・8条2項1号）および時刻（動産・債権譲渡登記規則16条1項4号）が登記記録上明らかになっており、これをもって債権を譲渡した事実を申述した日時とすることが相当である。

[4] 権利行使要件の規律との関係　対抗要件の問題と関連させて考察しなければならぬ論点として、権利行使要件の規律の在り方も問われる。ここでの提案を前提とするならば、権利行使要件は、債権譲渡登記により対抗要件を備えた場合と、それ以外の方法で日時を証明する措置を講じた場合とで異なってくる。

まず、債権譲渡登記をすることにより対抗要件を具備する場合においては、それにより対抗要件の具備が完結する。登記情報の提供の仕組みが不動産登記と異なる側面があるにせよ、債権譲渡登記がされたからには、それにより登記に係る情報の一般への提供が可能になる（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律11条・13条）から、それを越えて何らかの更なる外部化の手順を求める必要はない。そして、このこと

と区別される問題として、債権譲受人が債権を行使する前提として、権利行使要件を具備することが求められるものであり、その際の権利行使要件の規律のイメージは、現行の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 4 条 2 項を参考とするなどするならば、債権の譲渡およびその譲渡につき債権譲渡登記がされた事実について、譲渡人もしくは譲受人が債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、または債務者が譲渡人もしくは譲受人に対しこれらの事実を認識したことを告げたときに、権利行使要件が具備されるものとするのが考えられる。このような規律の編成を要約すると、債権譲渡登記がされる場合については、対抗要件と権利行使要件の問題は特に関連がなく処理され、その処理の具体の在り方は、現行の制度運用と本質が異なるものとなる。

これに対し、上記提案の 2(2)に従い債権を譲渡した事実を申述しその日時の証明を受けることをもって対抗要件を具備しようとする場合においては、前述の外部化の要請を重視する限り、そのみで対抗要件の具備が完結するとすることはできない。そして、その外部化の契機を権利行使要件の具備と同一の機会に設けることが簡明であるとするならば、権利行使要件の具備に際し外部化の手順が履踐される想定のもとで、権利行使要件が具備されて初めて、証明された日時が対抗要件の基準時としての意味を与えられるものとするのが考えられる。その際の権利行使要件の規律のイメージは、債権の譲渡がされたことを申述した日時を証明する措置が講じられた事実について、譲渡人もしくはその委託を受けた者が、その日時を証明する書面を債務者に送付して通知をし、またはその交付を受けた債務者が譲渡人もしくはその委託を受けた者に対し、これらの事実を認識したことを告げたときは、権利行使要件が具備されるものとするのが考えられる。このような規律の編成を要約すると、ここでは、対抗要件の具備が、権利行使要件の具備と共に完結する、という構造になる。

なお、これらの点をどのように解決するにせよ、債権譲渡と債権差押えとの優劣は、債権譲渡に係る権利行使要件の具備と債権の差押命令の債務者への送達(民事執行法 145 条 4 項)の前後により定まる。

[5] 公証人への申述のイメージ 確定日時の証明措置は、それを登記でない方法により行なう具体的方法は、現在の制度には存在しない。したがって、この提案を実現するには、確定日時の証明措置の制度を新しく考案することが求められ、そして、そのための研究のアプローチには、さまざまなものがありうると考えられる。

ひとまず現在の確定日付に関する制度を発展させてゆく仕方で想定される若干のものを確認しておくならば、確定日時の証明措置を公証人が行なう、ということは、まず検討されてよい(民法施行法 5 条 1 項 1 号・2 号参照)。そこで、現行の公証人の職務において、年月日を証書に記載することがされるにとどまること(公証人法 36 条 10 号・59 条)を踏まえ、確定日時の証明措置に公証人が関与する場合の課題を整理することが望まれる。

[6] 郵便認証司への申述のイメージ 同じく確定日付の制度から得られる示唆ということでは、郵便認証司が確定日時の証明措置に関与することも想定される（民法施行法 5 条 1 項 6 号参照）。そこでやはり、現行の郵便の業務における内容証明の取扱いに係る認証にあっては、郵便物の内容である文書に年月日を記載することがされるにとどまること（郵便法 58 条 1 号括弧書）を踏まえ、確定日時の証明措置に郵便認証司が関与する場合の課題を整理することが望まれる。

[7] 確定日時の証明措置の制度の発展可能性 もっとも、確定日時の証明措置が、まったく新しい制度であることを考えると、その制度像に示唆を与えるものが現在の確定日付の制度しかない、とみる必然性もない。

現在の制度において、すくなくとも法人がする債権譲渡について登記と確定日付という二つの対抗要件具備の選択肢が用意されていること、その確定日付の制度が必ずしも公務員のみが確定日付を与える仕組みになっていないこと、登記の申請において資格者代理人が関与することも少なくないこと、さらに法律的に複雑ないし高度である債権譲渡の事例においては対抗要件具備の段階から専門家が助言をする契機が用意されることが有益であることに鑑みるならば、公証人や郵便認証司でない者であっても、行政上の監督や職能上の紀律により業務の適正な遂行を期待することができる者に同様の役割を担わせる、ということが考えられないことではない。

また、債権譲渡の当事者や債務者が多数にわたるような場合において、それらの関係者らが一同に会する席に専門家が同席し、必要な助言を与えつつ日時の証明をするということになるならば、従来の確定日付付与や債務者の承諾に相当する実質をもつものが、さらなる法律的な安定度をもって遂げられる、ということも期待することができる。

[8] 外部化をめぐる実際の帰結 日時を証明する書面が交付された事実は、一般の証拠方法により証明されることでよい。すなわち、一般の書証や人証による。また、この場面では、交付の日時それ自体を証明する必要はない。實際上、従来において郵便に附して送付される場合の配達証明の扱い（郵便法 47 条）により証明をしてきた実務とおおむね異ならない。また、交付を受ける債務者が確認をする場合において、その確認を証する報告文書や債務者の供述により証明することも考えられる。

[9] 適用事例による解説 いくつかの適用事例を示すならば、A の B に対する債権を目的とする譲渡のうち、まず A から C への譲渡について 10 月 1 日正午の申述証明がされ、この証明情報に係る書面が同日午後に郵便に附され、それが翌 2 日に B に届き、また、同じ債権の A から D への譲渡について 10 月 2 日午後 3 時の申述証明がされ、この証明情報に係る書面が同日夜に郵便に附され、それが翌々 4 日に B に届いた、という場合において、10 月 5 日に弁済をしようとする B は、証明日時を比べ、それで勝る C に弁済をすべきであ

り、Dにする弁済は効力を有しない（設例1）。

また、AからCへの譲渡について10月1日正午の申述証明がされ、この証明情報に係る書面が同日午後に郵便に附され、それが翌々4日にBに届いたのに対し、AからDへの譲渡について10月2日午後3時の申述証明がされ、この証明情報に係る書面をDが翌3日中にBに手交し、同日中にBがDに弁済した、という場合において、この弁済は、有効である。証明日時においてCが勝るけれども、Cへの譲渡が権利行使要件を具備しないうちに、同要件を具備したDへの弁済がされたものであるから、この弁済の効力は否定されない（設例2）。

もつとも、この設例2の場合において、Bが弁済をするのが10月3日でなく、たとえば同月5日である、というときには、C・Dの両者が権利行使要件を具備しているから、両者の優劣は、債権譲渡の事実を申述した日時として証明される時点（つまり、Cについて10月1日正午、Dについて10月2日午後3時）の前後により定めることになる。したがって、Bは、Cに弁済すべきであり、Dにする弁済は効力を有しない。

これが上記提案の2(2)から導かれる帰結であるが、そうすると、Bにとっては、数日のうちに優先する債権譲渡の見定めを変更しなければならないこととなり、弁済に係る事務の煩瑣という負担を課せられることになる。これに対しては、まず、このような局面に立たされる取引を大量にすることが想定されるBは、Aとの間において債権譲渡制限特約をしておき、つねにAへの弁済をするという事務処理の法律的な基盤を用意しておくという対処が考えられる。また、債権譲渡の対抗要件という課題のなかで解決を考えるとすれば、いわゆる外部化をしなければならない時期について制約を設ける、ということも考えられる。これについては、次述[10]において、具体的な方策を補足的に考察しておくこととする。

AのBに対する債権を目的とする譲渡の二つの設例

設例1—通常の場合

1 AからCへの譲渡

- (1) 10月1日正午の申述証明
- (2) その証明情報に係る書面が同日午後に郵便に附され、10月2日にBに到達。

2 AからDへの譲渡

- (1) 10月2日午後3時の申述証明
- (2) その証明情報に係る書面が同日夜に郵便に附され、10月4日にBに到達。

3 Bに望まれる対応

10月5日にする弁済を仮定すると Cにすべきである。

☞ Dにする弁済は効力を有しない。

設例2-郵便遅配の場合

1 AからCへの譲渡

(1) 10月1日正午の申述証明

(2) その証明情報に係る書面が同日午後郵便に附され、それが遅配に遭い10月4日にBに到達。

2 AからDへの譲渡

(1) 10月2日午後3時の申述証明

(2) その証明情報に係る書面をDが10月3日にBに手交。

3 Bに望まれる対応

(1) 10月3日にする弁済を仮定すると Dにすべきである。

☞ Cへの譲渡が権利行使要件を具備しないうちに、権利行使要件を具備したDへの弁済がされたから、Dへの弁済の効力は否定されない。

(2) 10月5日にする弁済を仮定すると Cにすべきである。

☞ C・Dの両者が権利行使要件を具備しているから、両者の優劣は、債権譲渡の事実を申述した日時として証明される時点（つまり、Cについて10月1日正午、Dについて10月2日午後3時）の前後により定められる

[10] 外部化に時間的要件を設けることの適否 債権を譲渡した事実を申述した後に外部化が達せられるまでの時間的間隙を可及的に小さなものにする、という要請を重視するならば、

別案

債権を譲渡した事実を申述した日時について、債権譲渡登記でない方法で証明を受け対抗要件を具備しようとする場合には、その日時を証明する書面が債務者に対し交付がされなければならない時期について、あまり遅い時期にならないよう時期の制約を設け

るものとすることが考えられる。

という規律を補うことが検討課題となる。このような規律を設ける場合においては、上記提案の**2(2)**の部分は、

(2) 債権を譲渡した者又はその委託を受けた者が、法令で定める者に対し、債権を譲渡した事実を申述し、その日時の証明を受けること。ただし、その日時を証する書面を遅滞なく債務者に交付した場合に限る。

というものになる。ここでは、外部化の手順に遅滞が認められるときには、一連の経過をやり直すことになり、あらためて債権譲渡の日時を申述しその日時の証明を受け、その時から遅滞がないと認められる時宜において再度の外部化の手順をとらなければならない。

現実の実定的な制度編成を考案するに際しては、「遅滞なく」という規律表現では法制的に無理があると考えられるから、この規律表現の具体化としては、一方において、いつまでが遅滞のないものとみるか、制度的に定めるという方法が考えられる（時間的制約を制度的要件として定める考え方）。また、そうではなく、日時を証する書面の交付の方法を限定することにより事実上遅滞のない外部化を実現するという方策も想定可能である（時間的制約の実現を事実的契機に委ねる考え方）。

すなわち、まず、債権を譲渡した事実を申述してその日時の証明を受けた日から〔7日〕以内に、その日時を証する書面を債務者に交付しなければならないとすることなどが考えられる。日数の感覚は、たとえば不動産登記規則附則 21 条 2 項などを参考として 2 日とすることも考えられないではない。しかし、その場面は、おおむね同一都道府県内の、しかも、同一の法務局・地方法務局・それらの支局・それらの出張所の管轄区域のなかで送付がされる場面であるのに対し、債権譲渡の対抗要件においては、東京に住所を置く債権者が北海道に住所を置く債務者に送付をするというようなことが想定される。2 日では、現実にはそぐわないであろう。決め手のない問題ではあるが、ひとまず週という、理解の容易な時間のリズムを採るということは考えられないではない（時間的制約を制度的要件として定める考え方）。登場する日付がすべて平日である前提で述べると、債権譲渡がされた事実を 10 月 1 日に申述し、同日正午で証明がされた場合においては、初日を算入せず、翌日の 10 月 2 日に起算するから、10 月 8 日の取引時間の終了までに書面が債務者に到達すればよい。不動産登記規則の 2 日も、初日を算入しない前提で運用されている。なお、大きな規模の災害などにより交通通信の障害が生ずる場合には、特定非常災害の被害者の権利利益の保全の例により、法制上の措置を講じ、7 日という日を臨機に見直す必要がある。

また、これとは異なり、日時を証する書面を交付する方法を定型化することを通じて、事実上、遅くない時期に外部化が達せられるようにする仕組みも考えられる。すなわち、いわゆる外部化は、郵便認証司から日時の証明を与えられたならば直ちに郵便に附して送付する、という方法によってのみしなければならないものとするならば、その送付を受けた債務者は、その後、内国の通常の郵便物の差し出された日から送達されるべきものとされている日数（**[10]**において「郵便日数」という。郵便法 70 条 3 項 4 号参照。）の期間が経過しても競合する債権譲渡に係る書面送付に接しなければ、もはや競合する債権譲渡はないものとして、安定的に弁済の事務を執り行なうことができる（時間的制約の実現を事実的契機に委ねる考え方）。ここで待たなければならないと考えられるものは、上述のとおり内国の通常の郵便日数の実際上の最大値ということになるから、一概に特定の日数で定まるものではなく、災害などによる交通通信の障害が起こる際には、それを見込んで関係者が対応を講ずることが期待される。なお、このような仕組みとする場合において、公証人やその他の者への申述により対抗要件を具備しようとする際の具体の仕組みは、あらためて別途検討されなければならない。